

岩手県告示第 589 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、基本測量の実施（平成 17 年岩手県告示第 701 号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。

平成 18 年 4 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也